

# 鳥取縣公報

## 條 例

### ◇鳥取縣條例第六十二號

鳥取縣犢駒売買取締條例を次のように定める

昭和二十三年九月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取縣犢駒売買取締條例

第一條 この條例において犢駒と称するのは、出産後満一ケ年に満たない牛馬をいう。

第二條 管下畜産農業協同組合連合会は、犢駒売買の便を圖るため、定期犢駒市場を設けなければならない。

第三條 糶市場の開設年度は、毎年四回以上とし、一回の期間は五日を超えることができない。

第四條 鳥取縣内産の犢駒はすべて、第二條の規定による糶市場に牽付け糶売に附さなければならない。

昭和二十三年九月二十一日  
第一千九百四十五號

火 曜 日

前項の糶市場で売却しないものは、その際評價を受けなければならない。

但し乳用牛に限り当分の間これを適用しない。

第五條 出産後百二十日に充たない犢駒は、糶市場で糶売に附し又は評價を受けることができない。

第六條 疾病その他避けることのできない事由によつて、当該糶市場に牽付けることのできない犢駒は、市町村長の証明書を添付して畜産農業協同組合連合会に届け出て承認を受けなければならない。

前項の事由が消滅したときは、次の糶市場に牽付け糶売に附すか、又は評價を受けなければならない。

第七條 やむを得ない事由によつて、評價を受けない犢駒を売却しようとするものは、その事由を具し、市町村長の証明を添え、畜産農業協同組合連合会に届け出て、その事務所において評價を受けなければならない。

01012

第八條 畜産農業協同組合連合会は、この條例の評價を行うため、三名以上の評價人を定め、又はこれを變更しようとするときは知事の認可を受けなければならない。知事において、前項の評價人を不適当と認めるときは、これが變更を命ずることがある。

第九條 畜産農業協同組合連合会で、評價手数料を徴收しようとするときはその料額を定め、又はこれを變更しようとするときは知事の認可を受けなければならない。

第十條 畜産農業協同組合連合会は、評價したものに於いて別記様式によりその成績を翌年二月末日迄に知事に報告しなければならない。

第十一條 糶市場では第四條に該当しない牛馬でも糶売をすることが出来る。

第十二條 評價に関する手續は畜産農業協同組合連合会の定めるところによる。

第十三條 第四條、第五條に違反した者は、これを壹万円以下の罰金を科する。

附 則  
この條例は公布の日からこれを施行する。

自昭和 年一月一日 始  
至昭和 年十二月末日 止 (駒) 評價成績報告  
様式

評價場所	性	頭数	評價額	頭の價額			備考
				最高	最低	平均	
何定期續駒糶市場							
同							
畜産農業協同組合連合会事務所							
同							

◆鳥取縣條例第六十三號

鳥取縣蜜蜂轉飼取締條例を次のように定める。

昭和二十三年九月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣蜜蜂轉飼取締條例

第一條 この條例で轉飼とは蜜源を求めて季節的に飼育

01013

場所を移轉し蜂蜜又は蜜臘を採取する行爲をいう。

第二條 轉飼をしようとする者は、毎年二月末日までに別記第一号様式の轉飼許可申請書を轉飼希望先の土地を管轄する地方事務所長を経て知事に提出し許可を受けなければならない。

地方事務所長は第一項の轉飼許可申請書を受けたときは、その轉飼が及ぼす影響等に関する意見を附してこれを進達しなければならない。

知事は第一項の許可をしたときは別記第二号様式の轉飼許可証を交付しなければならない。

許可を受けたものが、許可を受けた事項を變更しようとするときはその事由を具し直接知事に申請するものとする。

第三條 轉飼許可の通知を受けたものは手数料として一巢箱につき參拾円を縣に納入しなければならない。但し知事が必要があると認めるときはこれを減免することができる。

第四條 左の各号に該当するときは五万円以下の罰金を

拘留、又は料金を科する。

一、第二條、第一項の許可を受けず轉飼したとき。  
二、虚偽の事項を記載して許可を受けたとき。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

第一号様式

蜜蜂轉飼許可申請書

轉飼しようとする場所(町村字地名番号)	同上	轉飼巢箱数(箱)	轉飼期間(日)	現在飼育場所	摘要
所有者氏名	箱数	平均	概数	定期間	場

右のように轉飼したいので、許可願いたく鳥取縣蜜蜂轉飼取締條例によつて申請します。

年 月 日

本 籍 地  
現 住 所  
申請者氏名  
生 年 月 日

印

鳥取縣知事

殿

第二号様式

蜜蜂轉飼許可証

申請者住所氏名

生年月日

轉飼許可場所土地所有者	轉飼許可群数	轉飼予定期間	その他の条件

鳥取縣蜜蜂取締條例第二條第二項によつて本証を交付する。

鳥 取 縣 團

鳥取縣條例第六十四號

鳥取縣種禽検査條例を次のように定める。

昭和二十三年九月二十一日

鳥取縣知事 西尾 愛治

鳥取縣種禽検査條例

第一條 この條例で種禽とは生産せられた卵を人工孵化業者に販売する目的で飼養する家禽をいう。

第二條 種禽を飼養する者は毎年八月三十一日までに第一号様式の種禽検査願を所轄地方事務所長を経て知事に提出しなければならない。

第三條 種禽検査は毎年九月から翌年一月までの間に於いて種禽検査員がこれを行う。

第四條 種禽検査を受けようとする者は一羽につき五円の検査手数料を検査を受けるときに縣に納入しなければならない。但し知事が必要があると認めるときは手数料を減免することができる。

第五條 種禽検査は種禽の血統、能力、外貌並びに疾病の有無及び管理の状態につきこれを行い合格した種禽には脚帯を装着し第二号様式の種禽検査合格証を交付する。

前項の合格証の交付をうけた種禽から生産された卵でなければこれを種卵として人工孵化業者に販売することができない。

第一号様式

種禽検査願

一 種卵を供給する予定の孵化場名

一 受檢種禽飼養羽数

種 類	検査を受くべき家禽の羽数	備 考
單冠白色		年 月 日
レゾホーン種		孵化
横班フラマズ		
ロツタ種		
單冠ロードアイ		
ランドレット種		

第六條 人工孵化業者が人工孵化をしようとするときは關係種禽飼育者と協議の上孵化計画をたて孵化開始十日前までに知事に報告しなければならない。

第七條 人工孵化を行う者は毎年一月一日から六月三十日まで及び七月一日から十二月三十一日までの個人別種卵購入実績並びに孵化成績を孵化終了後二十日以内に知事に報告しなければならない。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

名古屋種	同
カイキ	同
キヤンル種	同
ペキン種	同

右種禽検査お願い致します

昭和 年 月 日

住所氏名

鳥取縣知事 殿

様式第二号

第 号

種禽検査合格証

郡 村 字

氏 名

種禽名 性 年令 合格羽数

鳥取縣種禽検査條例に依り施行した種禽検査に合格したことを証明する。

年 月 日

鳥 取 縣

01015

規

則

鳥取縣規則第六十六號

昭和二十三年八月鳥取縣規則第五十四号鳥取縣横駒売買取締規則は、これを廃止する。

昭和二十三年九月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣規則第六十七號

鳥取縣立公共職業補導所規定を左の通り定める

昭和二十三年九月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立公共職業補導所規程

第一章 総則

第一條 鳥取縣立公共職業補導所、以下單に補導所と稱するは定められたる補導種目につき技術習得の上、將來就業しようとする者に対し必要なる専門的知識技能を授けて、職業の安定を圖るとともに經濟の興隆に寄与することを目的とする。

第二條 補導所の名稱、設置場所、補導種目、補導定員は別表鳥取縣立公共職業補導所一覽表による。

第二章 職員並に職務

第三條 補導所に左の職員を置く。

- 一 所長
- 二 書記
- 三 指導員
- 四 助手
- 五 備人
- 六 講師

第四條 所長は知事の命を受け所内全般に關する事項を掌理する。

第五條 書記は所長の指揮を受け庶務に従事する。

第六條 指導員及び助手は所長の指揮を受け補導生の指導教育に従事しその他の所務を分掌する。

第七條 教師は補導生の教育を担当する。

第三章 教種及び授業日

第八條 補導教程は労働省の定める補導要目によるもの

01017

とする。但し工具及び補導資材の入手状況等に應じこれを勘案することができる。

第九條 補導期間は一ケ年とし毎年四月に開始して翌年三月に終了するものとし授業標準時間一日八時間一ケ年二、四〇〇時間とする。但し和洋裁補導所にありては標準時間を一日六時間一ケ年一、七二八時間とする。

第十條 休業日は左の通りとする

- 一 國の定めたる祝日、祭日
- 二 日曜日
- 三 その他所長が必要と認め知事の承認を受けた場合

第四章 入所、終了、退所

第十一條 入所については公共職業安定所長が職業補導の必要を認めたる者とする。

第十二條 入所者の募集、選考、あつ旋は補導所を管轄する公共職業安定所がこれを行う。

第十三條 入所を決定された者は七日以内に身元保証人を定め、第一号様式による誓約書及び戸籍抄本を所長に提出する。

第十四條 身元保証人は、入所者の身上一切について責任を負う者でなければならない。

第十五條 所定の課程を修了した者には、第二号書式による修了証書を授与する。

第十六條 退所を希望するものは、身元保証人と連署にてその事由を具狀し、所長の許可を受けなければならぬ。

第十七條 退所の事由によつては、入所中の実費の全部又は一部を徴することができる。

第五章 処遇

第十八條 授業料は、これを徴收しない。

第十九條 入所中は、交通費その他補導上必要な経費の一部を手当として支給する。

第二十條 入所中必要な工具類は、これを無料貸与とする。

第六章 寄宿舎

第二十一條 寄宿舎設備を持つ補導所に在りては、所長は、寄宿舎規則を定め知事の許可を受けなければならぬ。

なり。

第七章 賞罰

第二十二條 知事又は所長は、成績優秀、操行善良、出席良好にして他の模範となるべき者を褒賞する。

第二十三條 補導生として不都合の行爲があつた場合は、其の実情により左の処分をする。

- 一 譴責
- 二 謹慎
- 三 退所

第二十四條 補導所に所屬する物品を毀損又は亡失した者は、その理由により辨償しなければならぬ。

附 則

第二十五條 所長は、この規程の施行にあたり必要な細則を定めることができる。

第二十六條 この規程は、昭和二十三年十月一日からこれを施行する。

第二十七條 昭和二十一年五月七日鳥取縣令第三十八号鳥取縣木工補導所規程は昭和二十三年九月三十日限りこれを廃止する。

(別表)

昭和二十二年職業補導事業実施一覽

補導所の名称	設置場所	補導種目	教科	補導期間	補導定員
鳥取建築工補導所	鳥取市吉方町	建築工(家屋大工)	建築科	六ヶ月	五〇名
倉吉同	東伯郡倉吉町	同	同	同	三五名
米子同	米子市博労町	同	同	同	三〇名
八頭木工同	八頭郡賀茂村	木工	家具科	同	五〇名
鳥取機械器具修理工補導所	鳥取市吉方町	機械器具修理工	旋盤、仕上、鍛造科	同	五〇名

米子和洋裁補導所

米子市

和洋裁

和裁、洋裁科

同

五〇名

計

六ヶ所

二六五名

参考 米子建築工補導所は商工課主管木工徒弟養成所及び厚生課分が合併して鳥取縣木工補導所と称し米子市に設置し之が、科目は 家具科四〇名 商工課分、建築第一科三〇名職業安定課分建築第二科二〇名厚生課分 建築科四〇名

(別表)

鳥取縣立公共職業補導所一覽表

補導所の名称	設置場所	補導種目	教科	補導期間	補導定員
鳥取縣立鳥取建築工公共職業補導所	鳥取市	建築工	建築科	一ヶ年	五〇名
倉吉同	東伯郡倉吉町	建築工	建築家具科	同	建築四〇名 家具一五名 建具一五名
米子同	米子市	同	同	同	建築五〇名 家具二〇名 建具二〇名
八頭木工同	八頭郡賀茂村	木工	家具科	同	五〇名
鳥取機械工同	鳥取市	機械工	旋盤、仕上、鍛造科	同	三〇名
米子和洋裁同	米子市	和裁師 洋裁師	和裁科 洋裁科	同	和裁一〇名 洋裁四〇名
計	六ヶ所				三六〇名

01020

第一号様式

誓約書

この度貴補導所へ入所許可になりましたからは所定の規則や御指示の事柄を堅く守つて専心修業いたします。尙在所中本人の身元については保証人において一切これを引受け少しも御迷惑を掛けないためここに誓約致します

昭和 年 月 日

補導生 本籍 現住所 氏名

保証人 本籍 現住所 氏名

補導生 本籍 現住所 氏名

との續柄 氏名

鳥取縣立 公共職業補導所長殿

第二号書式

修了証書

科 氏 名

右者本所の補導課程を修了したことを証する  
昭和 年 月 日  
鳥取縣立 公共職業補導所長氏名印

告示

〇鳥取縣告示第四百五十九號  
八頭、日野及び東伯地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押証票を次の通り返納並びに交付した。  
昭和二十三年九月二十一日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分 番号 交付返納 年月日 所屬庁名 職名 氏名

縣稅檢査 一三 昭和二十三年 八頭地方 鳥取縣 田中峯治  
査章 九月十日交付 事務所 事務吏員

同 四二 同 日野 同 山田芳美

同 二六 同 六日返納 倉吉町役場 書記 山根信太郎

縣稅滯納者財産差押証票 一三 同 十日交付 八頭地方 事務所 事務吏員 田中峯治

01021

同 四二 同 日野 同 山田芳美

〇鳥取縣告示第四百六十號

左の規程は職業安定法の施行に伴い昭和二十三年九月三十日限りこれを廃止する

一 昭和二十一年 鳥取縣告示第二十五号鳥取建築工補導所規程

一 同 同第二十六号倉吉建築工補導所規程

一 同 同第五一三号八頭木工補導所規程

一 同 同第五一四号米子和洋裁補導所規程

一 同 同第五一五号鳥取機械器具修理工補導所規程

昭和二十三年九月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

〇鳥取縣告示第四百六十一號

昭和二十三年九月二十日付で發給した小売予約券の内世帯以外の消費者に対するものを鳥取縣薪炭供給調整規則施行細則第十六條の規定により次のように公表する。

昭和二十三年九月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

住 所 氏 名 配給割当数量  
木炭 普通薪 俵 束

鳥取市 東品治町 中島長太郎 六七

吉方町 鳥取糧産株式会社 四〇

古市 鳥取文化飯糰製作所 一一

吉方町 澤田鉄工所 六〇

銀治町 中國電氣工業株式会社 四

御弓町 鳥取市立竹作業所 一九

西品治町 戸崎農機具製作所 一二七

今町 山本善太郎 三

川外大工町 坂本憲二 三

瓦町 森 六助 三

同 官能久三 三

同 安田信義 三

新鑄物師町 田村幸太郎 三

茶町	岩藤数雄	三	同	廣澤幸治	三
丸山	船背万吉	三	西町	鳥取市長	一三
立川町	椿岩右工門	三	寺町	鳥取縣中等學校服工業協同組合	二〇
藪片原町	椿 清光	三	同	鳥取電機製造株式會社	七
本町	梶川芳太郎	三	東品治町	大和電機工業所	四
片原町	竹内 一	三	吉方町	木谷商事合資會社	二
南行徳	中村月正	三	同	大同電機工業所	四
大工町	矢部正雄	三	東品治町	香川電機工作所	一
外吉方町	西尾光治	三	瓦町	岸田電機工業所	五
同	吉津 清	三	東品治町	山口電機株式會社	四
瓦町	川上一榮	三	二階町	鳥取糧菓株式會社	六七
梶川町	西山 稔	三	東品治町	鳥取水道工事株式會社	四
今町	田中輝義	三	東町	鳥取警察長	四〇
吉方町	竹田吉藏	三	本町	笠本周治	五
川端町	上田良一	三	西品治町	大西武男	五
賀露町	細尾勇吉	三	行徳	小園才助	三
同	美川光考	三	西品治町	木下爲治	五
同	西山節治	三	新品治町	額田勝一郎	五

西品治町	吉田 豊	五	西町	鳥取食糧事務所長	二〇	三七五
大工町	北浦宏治	七	東町一六五	小さき花園保育園	一三四	一一二
瓦町	北浦光雄	七	川端一丁目	昭和保育園	一一二	一三四
吉方町	木下文市	七	立川町一丁目	修立保育園	九〇	一七二
藪片原町	西口秋義	五	下合町	甘露園	九〇	一七二
東品治町	華僑總會辦事処	四	新築物師町	みねから保育園	二五〇	一五六
同	觀光ホテル	四〇	西品治町	富桑保育園	二五〇	一五六
東町	鳥取縣庁内渉外事務局	六七	賀露町	賀露保育園	一五〇	一五〇
東品治町	鳥取駅長	一三	東品治町	双葉保育園	一五〇	一五〇
同	石油配給公園鳥取支局長	一三	大工町頭	母子寮保育園	四〇	六〇
立川町	鳥取機械器具修理工補導所	七	東町	久松保育園	六〇	六〇
東品治町	大阪暖房商會鳥取出張所長	七	米子市立町	渡辺禮一	六〇	六〇
東町	農林省鳥取資材調整事務所二七	三七五	道笑町三	佐藤三都吉	二	二
同	同 鳥取作物報告事務所 三三三	一一五	立町三	安田隆義	二	二
同	鳥取建築出張所	六	灘町	江角秋太郎	二	二
同	鳥取司法事務局長	七三	東倉吉町	藤本 実	二	二
同	鳥取稅務署長	四〇	天神町	梅林一郎	二	二
東品治町	鳥取專売支局長	三三	同	金崎義隆	一	一

内町	藤田良雄	博勞町	平尾彦四郎	七
立町二	米原清一	灘町	上村駒次郎	七
立町一	椿岩夫	糀町	重垣輝夫	七
茶町	佐伯一伯	道笑町	高木寛	五
西倉吉町	松本大輝	賀茂町	大阪鉄道局米子車掌区長	二八
朝日町	松田茂	道笑町	米子鉄道郵便局長	二三
寺町	水野清美	錦町三	巴工業株式会社	七
糀町二	大植李治	糀町二	古谷庄一	七
糀町	石原金治郎	法勝寺町	國直喜三郎	二五
道笑町	漏川精一	灘町	縣立米子和洋裁 公共職業補導所	七 三七
日野町	片岡長政	東町一三	久城明敏	一
法勝寺町	田村誠三郎	法勝寺町	田中善一	四
角盤町	本山竹徳	同	米子工業高等学校	五
末廣町	角荒次郎	紺屋町	松田房太郎	五
入船町	由本音吉	久米町	米子牛乳処理場長	三五
西倉吉町	藤田壽恵吉	東倉吉町	聖母マリア園	六五六
角盤町	君垣久光	皆生	國立鳥取病院皆生分院長	四〇 二五〇
東倉吉町	三宅愛之助	東町	仁慈保育園	一七八

鳥取縣公報 第九百四十五號 昭和二十三年九月二十一日 (第三種郵便物認可) 一四

岩美郡面影村	村山幸治	同	岡村力藏	一一五〇
網代村	奥谷九太郎	同	岡村林八	一一五〇
岩井町	太田麻己	同	前田平藏	一一二五
宇倍野村	高橋光吉	同	上田禮三	一一二五
倉田村	山根秋夫	同	大野藤正	一一二五
福部村	河上友藏	同	坂本壽藏	一一二五
大岩村	大岩村漁業会長	賀茂村	愛光園	一一二五
同	大岩税監視署	氣高郡湖山村	森繁治	一一三三
岩井町	愛宕保幼園	大和村	建部正一	一一三三
八頭郡河原町	福田喜代治	濱村町	松本シャトル木管株式会社	七
丹比村	矢部良二	青谷町	金崎鉄工所	八七
若櫻町	大野考治	實木村	岩村徳三	三
智頭町	小坂一寛	酒津村	山根友吉	三
河原町	上田政藏	湖山村	梶永益次	五
八東村	岸本徳藏	青谷町	濱本鉄郎	五
下私都村	尾脇電機工業所	同	村尾鉄信	五
佐治村	岡村信義	同	青谷税関監視署	一一二
同	岡村大吉	同	青谷愛兒園	一一二 二八六

鳥取縣公報 第九百四十五號 昭和二十三年九月二十一日 (第三種郵便物認可) 一五



東伯郡倉吉町	倉吉土木出張所長	二八	同	田民勘次郎	三
上井町	井戸垣保三	八〇	同	龜山電機商会	二
由良町	三木太郎	四〇	赤碓町	田桑義貞	三
浦安町	谷口滋雄	四〇	浦安町	戸杉都三郎	三
小鴨村	鳥取農機製造株式会社	四〇	上北條村	淺田重吉	三
由良町	由良鐵工所	一一三	同	伊藤鶴男	三
倉吉町	内川銀治店	一四〇	松崎村	西村益藏	三
同	三原同	一七三	長瀬村	井戸本正治	三
同	山崎農蠶具製作所	四三	宇野村	鳥取食産株式会社宇野工場	五三
同	廣吉牧農機株式会社	一六〇	倉吉町	松本電機工業所	四
同	高木孝一	三	同	北村電機工業株式会社	七
同	山岡兼松	三	同	山田次郎	七
同	平井重治	三	同	石田富福	七
同	三好竹治	三	同	林 正友	七
同	高木榮吉	三	同	幸山敏夫	五
同	杉原久好	三	同	谷口忠三郎	五
同	三好芳春	三	浦安町	浦本貞明	五
同	戸田春治	三	上井町	鳥取青年師範学校長	二〇

下鄉村	松本榮一	一〇〇	御茶屋町	角田晴雄	一
三朝村	岡山医大放射能泉療養所長	六六	外江町	濱田貞司	三
同	國立三朝温泉療養所	五〇	同	大谷宗一	三
倉吉町	建設院天神川工事事務所	四〇	大篠津村	山本 順	三
上井町	小さき園	一四四	同	大谷実一	三
倉吉町	倉吉愛兒園	一七八	渡村	松本 淳	三
八橋町	八橋愛兒園	一五〇	同	高崎芳春	三
赤碓町	赤碓保育園	三六〇	同	濱田秀治	三
淺津村	香寶寺保育園	一五〇	中濱村	安田岩雄	三
赤碓町	赤碓税關監視署	一一二	同	足立武治	三
西伯郡外江町	古徳若松	三三	法勝寺村	藏光富雄	三
崎津村	山口正人	三三	澁江町	吹野恭治	三
境町	柏木整一郎	三三	同	居野島操	三
同	黒田一鶴	五三	同	金指与一	三
大篠津村	鳥取糧産株式会社大篠津工場五三	五三	同	藤本重雄	三
澁江町	安田公雄	一	富益村	木村保藏	五
高麗村	田中健太郎	一	渡村	庄司 昇	五
庄内村	武宮 巖	一	同	小林貞司	三

淀江町	國頭喜治	三	
境町	鳥取漁網株式会社	六七	
淀江町	鳥取縣和傘商工業協同組合	五	
御來屋町	吉田蠶種製造所	六七	
境町	中國海運局境支局長	三〇	六二
同	境稅關支署	七	二五
淀江町	淀江保育園		二九八
外江町	建德保育園		二〇六
境町	境港海保育園		七八
御來屋町	御來屋愛育園		一九二
渡村	渡善之園		二七二
日野郡二部村	南葉熊次郎	—	
同	西賀熊一郎	—	
江尾町	足立辰夫	—	
溝口町	安田久治	—	
根雨町	藤本乙吉	三	

昭和二十三年九月二十一日印刷  
昭和二十三年九月二十一日發行

鳥取縣公報

(昭和二十三年九月十五日  
第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣公報發行所  
〒690-0001 鳥取市東町  
電話 222222